

行田市交通災害共済

令和3年度申込受付中



※10月以降の中途加入は250円

1日の通院でも見舞金の支給対象

1万4千円 (通院1日) から最高120万円 (死亡)

自転車乗車中の交通事故も対象になります。

※道路上の事故に限り、単独転倒を含みます。

加入に当たっての年齢制限はありません。
現在、加入している保険や共済と併せて、
加入することができます。



この制度は、市民の皆さんが会費を出し合って、

加入されている方が交通事故に遭ったときにお見舞金をお支払いする制度です。

万一の交通事故に備えてご家族全員でご加入ください。(詳しくは、裏面をご覧ください。)

問い合わせ先：行田市防災安全課交通担当 Tel.048-556-1111 (内線284)

行田市交通災害共済の加入手続きについて

- 加入方法 市役所防災安全課へ会費を持参し、お申込みください。(申込みは平日のみに限ります。) また、共済期間開始前の2月から3月は、自治会を通して加入の取りまとめを行います。(各自治会で指定した期間に限ります。)
- 会員一人年額 500円(※10月以降に加入される場合は、250円)
- 加入資格 行田市の住民基本台帳に記録されている方
- 共済期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間
ただし、上記加入資格を失った場合はその日まで
- 対象となる交通事故(日本国内の道路上において発生した次の人身事故に限ります。)
 - ・車両(自動車、原動機付自転車、自転車等)に乗車中の衝突、転落、接触等による事故
 - ・歩行中に発生した走行中の車両との衝突、接触などによる事故
- 対象とならない交通事故
 - ・故意によるもの
 - ・無免許運転又は飲酒運転
 - ・虚偽の請求
 - ・地震、噴火、津波等天災が直接起因した交通事故
 - ・歩行中の単独転倒による事故
 - ・車両の乗降に伴う事故
 - ・道路以外の場所での事故(個人の宅地又は企業・工場敷地内、農耕作業中の場合等)

●見舞金 受付時間/月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15

種類	区分	見舞金額
死亡見舞金	事故発生の日の翌日から起算して180日以内に死亡したとき	1,200,000円
後遺障害見舞金	事故発生の日の翌日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級1級及び2級の障害と認定されたとき	700,000円
	事故発生の日の翌日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級3級、4級及び5級の障害と認定されたとき	600,000円
医療見舞金	180日以上	140,000円
	150日以上 180日未満	110,000円
	120日以上 150日未満	90,000円
	90日以上 120日未満	70,000円
	60日以上 90日未満	55,000円
	30日以上 60日未満	40,000円
	7日以上 30日未満	30,000円
	7日未満	14,000円

- ・実治療日数は、入院日数と通院日数(医師の診察を受けた回数)を加えたものです。
- ・見舞金の請求には原則として交通事故証明書又は救急車出動証明書(公的証明書)と医師の診断書及び診療報酬明細書(コピー可)が必要になります。
- ・交通事故証明書又は救急車出動証明書がない場合は、実治療日数が7日以上でも支払われる見舞金の上限が20,000円となります。

- 死亡・医療見舞金の請求期限は、事故発生の日の翌日から2年以内です。
- 後遺障害見舞金の請求期限は、事故発生の日の翌日から3年以内です。

●加入申込書の記入方法

※ボールペンで強く記入してください

令和3年度 行田市交通災害共済加入申込書(市保管用) 会員証番号000000

○住所及び自治会名を記入してください	住所 行田市 本丸123-4 忍城自治会 班組 ○ 世帯主	行田 太郎
○加入者全員の氏名をご記入ください ※世帯主で加入する方も忘れなく	加入者氏名	続柄
	1 行田 太郎	本人
	2 行田 花子	妻
	3 行田 一郎	子
		備考
		○世帯主から見た続柄をご記入ください